

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、美里町スポーツ施設(以下「スポーツ施設」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 スポーツの振興及び普及を図り、もって町民の健康増進とコミュニティ活動の推進を図るため、スポーツ施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
美里町トレーニングセンター(美里町農業者トレーニングセンター)	美里町北浦字下新田97番地1
美里町南郷体育館	美里町木間塚字高田33番地
美里町素山野球場	美里町字桜木町164番地
美里町南郷球場	美里町木間塚字中央1番地
美里町牛飼テニスコート	美里町牛飼字牛飼98番地
美里町南郷テニスコート	美里町木間塚字中央1番地
美里町スイミングセンター	美里町木間塚字高田48番地
美里町中埴運動場	美里町中埴字新境目1番地
美里町和多田沼運動場	美里町和多田沼字蛭田原一77番地
美里町鳥谷坂運動公園	美里町字鳥谷坂一33番地
美里町福ヶ袋運動公園	美里町福ヶ袋字袖川51番地2
美里町赤谷運動場	美里町練牛字赤谷二13番地
美里町大柳運動公園	美里町大柳字宮前38番地
美里町南郷運動場	美里町木間塚字高田33番地
美里町多世代ふれあい運動公園	美里町木間塚字原田5番地
美里町佐野運動場	美里町二郷字佐野六号144番地1
美里町下二郷運動公園	美里町二郷字砂山東9番地1
美里町小島運動場	美里町二郷字蛇沼向809番地

(職員)

第4条 スポーツ施設に館長その他必要な職員を置くことができる。ただし、[第17条](#)の規定により管理を行う場合は、この限りでない。

(休館日及び使用時間)

第5条 スポーツ施設の休館日及び使用時間は、次のとおりとする。

(1) 休館日 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日まで

(2) 使用時間(美里町スイミングセンターを除く。)

名称	使用時間
美里町トレーニングセンター 美里町南郷体育館 美里町牛飼テニスコート 美里町南郷テニスコート 美里町南郷運動場	午前9時から午後9時まで

- (2) 町以外の官公署が行政目的で使用するとき。
- (3) 公共的団体が団体本来の活動目的で使用するとき。
- (4) 町内の各種団体が行政活動の協力目的で使用するとき。
- (5) 指定管理者又は管理運営団体が当該施設を行政目的で使用するとき。
- (6) 町内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校が保育又は教育の目的で使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
(使用料の還付)

第12条 既に徴収した使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責めによらない事由で使用できなかったとき。
- (2) 使用者が使用開始前5日までに使用の取消しを申し出たとき。
- (3) その他町長が、特に事情があると認めるとき。
(管理上の指示)

第13条 町長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、職員を使用させている施設に立ち入らせ、必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、スポーツ施設の使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、備品等を整理の上、原状に回復し、かつ、使用していた箇所を清掃して引き渡さなければならない。

(損傷の届出)

第15条 使用者が故意又は過失によりスポーツ施設の施設若しくは設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに、その旨を町長に届け出なければならない。

(損害賠償)

第16条 使用者は、故意又は過失によりスポーツ施設の施設若しくは設備を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その賠償の額を減額することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 町長は、スポーツ施設の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にスポーツ施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第18条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) スポーツ施設の使用に関する業務
 - (2) 町が必要と認める事業に関する業務
 - (3) スポーツ施設の施設及び設備の日常的な維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業に関する業務
- 2 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第5条第2項、第6条、第8条、第13条及び第15条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第19条 町長は、適当と認めるときは、指定管理者に第10条第1項の規定による使用料(以下この条において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、使用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金は、別表に掲げる額を上限とし、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について、町長の承認を受けなければならない。利用料金の額を変更するときも、また同様とする。
- 4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 前項の規定により利用料金の全部又は一部を免除した場合の経費は、指定管理者の負担とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第20条 第17条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において当該指定管理者は、美里町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年美里町条例第66号)に定めるもののほか、この条例及びこれに基づく規則の定めるところに従い、適正にスポーツ施設の管理を行わなければならない。

(管理の委託)

第21条 次の表の左欄に掲げる名称のスポーツ施設の管理は、当該右欄に掲げるものに委託することができる。

区分						単位	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
トレーニングセンター	第一競技場	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	250円	500円	
					一般	1時間	400円	800円	
				その他の催しに使用する場合		1時間	600円	1,500円	
			入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	1,200円	3,000円	
				その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	4,000円	10,000円	
					営利を目的とする	1時間	32,000円	80,000円	
			放送設備一式		1時間	100円	100円		
			電光採点板一式		1時間	150円	150円		
			フロアシート一式		1時間	200円	200円		
		個人使用	高校生以下		1人1回(4時間まで)	50円	50円		
			一般		1人1回(4時間まで)	100円	100円		
	第二競技場	柔道場					1時間	150円	400円
		剣道場					1時間	150円	400円
	弓道場						1時間	150円	400円
	トレーニング室		個人使用				1人1回(2時間まで)	200円	
	研修室						1時間	100円	100円
	スリーオンスリーコート				高校生以下		1時間	100円	250円
					一般		1時間	150円	400円
南郷体育館	団体貸切使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	高校生以下	1時間	250円	500円		
				一般	1時間	400円	800円		
			その他の催しに使用する場合		1時間	600円	1,500円		
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合		1時間	1,200円	3,000円		
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない	1時間	3,000円	7,500円		
				営利を目的とする	1時間	24,000円	60,000円		

	照明			1時間	250円	
スイミング グセンタ ー	個人使用	普通券	幼児(3歳以上)		1人1回	100円
			小・中学生		1人1回	300円
			高校生 60歳以上		1人1回	400円
			大人		1人1回	600円
		回数券	幼児(3歳以上)		1人11回	1,000円
			小・中学生		1人11回	3,000円
			高校生 60歳以上		1人11回	4,000円
			大人		1人11回	6,000円
		定期券	小・中学生		1人3月間	4,000円
			高校生 60歳以上		1人3月間	6,000円
			大人		1人3月間	8,000円
			小・中学生		1人6月間	7,500円
	高校生 60歳以上		1人6月間	11,000円		
	大人		1人6月間	15,000円		
	団体貸切 使用	25メートルプール	団体で使用する場 合であって、当該 団体に所属する者 がそれぞれ個人使 用の普通券、回数 券又は定期券に係 る使用料を納付し ていること(使用料 が減免される場合 を含む。)		1コース1 時間	200円
	南郷運動 場	団体貸切 使用	入場料を徴収しない場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	高校生以 下	1時間
一般					1時間	250円
その他の催しに使 用する場合				1時間	1,600円	
入場料を徴収する場合			アマチュアスポー ツに使用する場合		1時間	1,600円
			その他の 催しに使 用する場 合	営利を目 的としな い	1時間	2,700円
				営利を目 的とする	1時間	5,400円
照明			1時間	1,400円		
地区運動 場及び運 動公園	入場料を徴収する場合	アマチュアスポー ツに使用する場合		1時間	800円	
		その他の 催しに使	営利を目 的としな	1時間	1,300円	

○美里町スポーツ施設条例施行規則

平成25年4月1日
規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、美里町スポーツ施設条例(平成25年美里町条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 条例第6条の規定によりスポーツ施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる期間内にスポーツ施設使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 貸切り使用の場合 使用しようとする日の3月前から7日前まで

(2) 個人使用の場合 使用しようとする日の7日前から使用を開始する時まで

2 町長は、前項に規定する申請に対し、許可するときは、スポーツ施設使用許可書(様式第2号)を当該申請者に交付しなければならない。

(使用許可の変更)

第3条 前条第2項の規定により使用許可を受けた事項を変更する場合は、スポーツ施設許可申請事項変更申請書(様式第3号)を町長に提出し、その変更の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請に対し、許可するときは、スポーツ施設許可申請事項変更許可書(様式第4号)を当該申請者に交付しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第4条 条例第7条第4号の規定により町長が定める使用者の遵守事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

(2) 使用許可を受けた設備、器具以外を使用しないこと。

(3) 広告物等の掲示、配布又は看板立札等の設置を行わないこと。

(4) 感染症患者、めいいてい者及び火薬凶器等の危険物を携帯し、又は動物を伴う者(身体障害者補助犬等を除く。)その他施設内の秩序風俗を乱すおそれがあると認められる者を入館させないこと。

(5) 火災及び盗難の防止に留意すること。

(6) 指定した場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(7) 使用に係る施設内の秩序を保持するため必要な措置を講じること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

(特別の設備の設置等の許可)

第5条 条例第9条の規定により、特別の設備の設置等の許可を受けようとする者は、スポーツ施設特別設備等設置許可申請書(様式第5号)を町長へ提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を許可したときは、スポーツ施設特別設備等設置許可書(様式第6号)を当該申請者に交付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 条例第11条の規定により町長が減免する使用料の額は、次のとおりとする。

(1) 条例第11条第1号から第6号までのいずれかに該当するとき(同条第3号に該当するもののうち、スイミングセンターの使用に係るものを除く。)。全額

(2) 町内の保育所、幼稚園若しくは小学校に在籍する者又は町内に住所を有する幼児若しくは小学生が個人で使用するとき。全額

(3) 町内の中学校に在籍する者又は町内に住所を有する中学生が個人でスイミングセンターを使用するとき。全額

(4) 町内に住所を有する者で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が個人で使用する場合における本人及び介護者1人 全額

(5) 町外に住所を有する者で前号に掲げる手帳の交付を受けているものが個人で使用する場合における本人及び介護者1人 半額

(6) 町内のスポーツ団体が常時使用する団体が、トレーニングセンター第1競技場の2分の1以下、第2競技場の柔道場若しくは剣道場又は南郷体育館アリーナの2分の1を週1回以上の割合で使用するとき。1月1,600円を超える額

(7) 町長が特別の理由があると認めるとき。町長が認める額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、スポーツ施設使用料減免申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。ただし、前項第2号から第6号に該当する場合については、この限りでない。

3 町長は、スポーツ施設使用料の減額又は免除について承認したときは、スポーツ施設使用料減免決定通知書(様式第8号)を当該申請者に交付しなければならない。

(使用料の還付)